

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	内 容		補助金限度額
空き店舗等契約に係る初期費用等	(1) 前払い家賃(契約時に一括して前払いするものに限る。) (2) 敷金 (3) 礼金 (4) 保証料 (5) 不動産購入経費		50万円
空き店舗等建築改装費	(1) 床工事	整備に係る経費（作業経費、設備機器経費を含む。）	50万円
	(2) 天井工事		
	(3) 壁・間仕切壁・窓・出入口工事		
空き店舗等設備改修費	(1) 電気設備工事	整備に係る経費（作業経費、設備機器経費を含む。）	50万円
	(2) 空調・換気設備工事		
	(3) 給排水衛生設備工事		
	(4) ガス設備工事		

## 備考

- 1 不動産の仲介手数料を除く。
- 2 補助金の交付を申請した年度内に契約したものに限る。
- 3 領収書又は支払いを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）が提出できない経費は、補助対象経費から除外する。